

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。



事業内容

【子ども食堂等】

- ごはん食を提供する子ども食堂等（食事提供団体）の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。（食事提供団体ごとに、一申請当たり90Kgを上限に交付）

【子ども宅食】

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体（食材提供団体）に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。（食材提供団体ごとに、一申請当たり300Kgを上限に交付）
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体
 - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
 - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産省に直接申請。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。（交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。）
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。



本事業の内容については、以下の担当まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)